

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年9月21日提出
【計算期間】	第2期中(自 2020年12月22日至 2021年6月21日)
【ファンド名】	早期償還条項付・新興国債券戦略１９１２
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平井 治子
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【連絡場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目４番３号
【電話番号】	03-6880-6400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

【早期償還条項付・新興国債券戦略1912】

以下の運用状況は2021年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（1）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,120,981,267	99.36
親投資信託受益証券	日本	99,813	0.00
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	13,662,090	0.64
合計（純資産総額）		2,134,743,170	100.00

（2）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末（2020年12月21日）	2,951	2,951	1.0095	1.0095
2020年 6月末日	3,385	—	0.9651	—
7月末日	3,365	—	0.9675	—
8月末日	3,352	—	0.9778	—
9月末日	3,200	—	0.9627	—
10月末日	3,069	—	0.9600	—
11月末日	3,037	—	0.9921	—
12月末日	2,951	—	1.0110	—
2021年 1月末日	2,776	—	1.0073	—
2月末日	2,614	—	1.0030	—
3月末日	2,563	—	1.0161	—
4月末日	2,389	—	1.0159	—
5月末日	2,273	—	1.0336	—
6月末日	2,134	—	1.0456	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2019年12月20日～2020年12月21日	0.0000
当中間期	2020年12月22日～2021年 6月21日	—

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2019年12月20日～2020年12月21日	0.95
当中間期	2020年12月22日～2021年 6月21日	3.12

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

新生 ショートターム・マザーファンド

以下の運用状況は2021年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	30,004,590	71.89
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	11,729,405	28.11
合計(純資産総額)		41,733,995	100.00

2【設定及び解約の実績】

【早期償還条項付・新興国債券戦略１９１２】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2019年12月20日～2020年12月21日	3,631,829,665	707,859,168
当中間期	2020年12月22日～2021年 6月21日	0	852,440,097

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（令和2年12月22日から令和3年6月21日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人ト・マツによる中間監査を受けております。

【早期償還条項付・新興国債券戦略１９１２】

(１) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (令和 2年12月21日現在)	第2期中間計算期間 (令和 3年 6月21日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,896,432	69,700,147
投資信託受益証券	2,912,808,447	2,140,744,213
親投資信託受益証券	99,862	99,813
未収入金	40,000,000	-
流動資産合計	2,998,804,741	2,210,544,173
資産合計	2,998,804,741	2,210,544,173
負債の部		
流動負債		
未払解約金	27,526,742	38,478,101
未払受託者報酬	541,720	422,352
未払委託者報酬	18,057,164	14,078,191
未払利息	88	190
その他未払費用	849,075	1,128,570
流動負債合計	46,974,789	54,107,404
負債合計	46,974,789	54,107,404
純資産の部		
元本等		
元本	2,923,970,497	2,071,530,400
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ()	27,859,455	84,906,369
元本等合計	2,951,829,952	2,156,436,769
純資産合計	2,951,829,952	2,156,436,769
負債純資産合計	2,998,804,741	2,210,544,173

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期中間計算期間 （自令和 1年12月20日 至令和 2年 6月19日）	第2期中間計算期間 （自令和 2年12月22日 至令和 3年 6月21日）
営業収益		
有価証券売買等損益	175,636,585	87,935,717
営業収益合計	175,636,585	87,935,717
営業費用		
支払利息	41,209	17,143
受託者報酬	464,507	422,352
委託者報酬	15,483,576	14,078,191
その他費用	1,298,049	1,128,570
営業費用合計	17,287,341	15,646,256
営業利益又は営業損失（ ）	192,923,926	72,289,461
経常利益又は経常損失（ ）	192,923,926	72,289,461
中間純利益又は中間純損失（ ）	192,923,926	72,289,461
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	10,572,675	7,120,468
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	27,859,455
剰余金増加額又は欠損金減少額	36,524,279	-
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	36,524,279	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,213,918	8,122,079
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,213,918	8,122,079
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	147,040,890	84,906,369

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第2期中間計算期間 (自令和 2年12月22日 至令和 3年 6月21日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日における親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年12月21日から翌年12月20日までとなっておりますが、第2計算期間は、前計算期間末日が休業日のため、令和 2年12月22日から令和 3年 6月21日までとなっております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第1期 (令和 2年12月21日現在)	第2期中間計算期間 (令和 3年 6月21日現在)
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 1,194,414,097円 期中追加設定元本額 2,437,415,568円 期中一部解約元本額 707,859,168円	期首元本額 2,923,970,497円 期中追加設定元本額 -円 期中一部解約元本額 852,440,097円
2. 中間計算期間の末日における受益権総数	2,923,970,497口	2,071,530,400口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円	元本の欠損 -円
4. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0095円 (10,000口当たり純資産額) (10,095円)	1口当たり純資産額 1.0410円 (10,000口当たり純資産額) (10,410円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第1期中間計算期間 (自令和 1年12月20日 至令和 2年 6月19日)	第2期中間計算期間 (自令和 2年12月22日 至令和 3年 6月21日)
----	---	---

剰余金増加額又は欠損金減少額及び剰余金減少額又は欠損金増加額	中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額、及び中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金減少額又は欠損金増加額及び剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。	中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額はそれぞれ剰余金増加額又は欠損金減少額を差し引いた純額で表示しております。
--------------------------------	--	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第1期 （令和 2年12月21日現在）	第2期中間計算期間 （令和 3年 6月21日現在）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2 時価の算定方法 投資信託受益証券、親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

第2期中間計算期間 （自令和 2年12月22日 至令和 3年 6月21日）
該当事項はありません。

（参考）

本報告書の開示対象ファンド（早期償還条項付・新興国債券戦略1912）（以下「当ファンド」という。）は、「UBSエマージング・インカム債券ファンド（適格機関投資家向け）」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同投資信託の受益証券であります。主要投資対象である同投資信託の計算期間末日（令和3年11月25日）時点で、監査を受けた財務諸表を委託会社が同投資信託の委託会社より入手する予定です。

また、当ファンドは、「新生 ショートターム・マザーファンド」（以下「マザーファンド」という。）の受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。当ファンドの中間計算期間末日（以下「計算日」という。）における同マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。

ただし、上記２点に関しては、監査意見の対象外であります。

新生 ショートターム・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）	
（令和 3年 6月21日現在）	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,729,695
国債証券	30,005,100
流動資産合計	41,734,795
資産合計	41,734,795
負債の部	
流動負債	
未払利息	32
流動負債合計	32
負債合計	32
純資産の部	
元本等	
元本	41,123,066
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	611,697
元本等合計	41,734,763
純資産合計	41,734,763
負債純資産合計	41,734,795

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自令和 2年12月22日 至令和 3年 6月21日）
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算日の価格情報会社の提供する価額等で評価しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	令和 3年 6月21日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況	期首元本額 43,187,985円 期中追加設定元本額 94,967円 期中一部解約元本額 2,159,886円 期末元本額 41,123,066円 元本の内訳＊ 新生・ＵＴＩインドファンド 731,115円 新生・フラトンＶＰＩＣファンド 4,607,481円 新生・ＵＴＩインドインフラ関連株式ファンド 7,097,650円 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式コース 982,125円 米国好配当株プレミアム戦略ファンド（毎月分配型）株式＆通貨コース 26,528,965円 新生・ワールドラップ・セレクト 982,415円 早期償還条項付・新興国債券戦略１９１２ 98,348円 ＥＳＧフォーカス コムジェスト・クオリティ グロース・日本株式ファンド 29,160円 ＥＳＧフォーカス コムジェスト・クオリティ グロース・世界株式ファンド 65,807円
2. 計算日における受益権総数	41,123,066口
3. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 -円
4. 計算日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0149円 (10,000口当たり純資産額) (10,149円)

（注）＊は本マザーファンドを投資対象とする証券投資信託ごとの元本額
 （金融商品に関する注記）
 金融商品の時価等に関する事項

（ 令和 3年 6月21日現在 ）
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 時価の算定方法 国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 上記以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引に関する注記）
 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

(自令和 2年12月22日 至令和 3年 6月21日)
該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2021年6月末現在の委託会社の資本金の額：	495,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	39,600株
発行済株式総数：	9,900株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項なし

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業務および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2021年6月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計208本（追加型投資信託57本、単位型投資信託115本）であり、純資産の総額は539,263百万円（百万円未満切捨）です。

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である新生インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自2020年4月1日 至2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

期別		第19期 （ 2020年3月31日現在 ）		第20期 （ 2021年3月31日現在 ）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（ 資産の部 ）					
流動資産					
預金	2		901,427		928,035
前払費用			9,182		9,034
未収委託者報酬			294,974		304,947
未収運用受託報酬			9,404		7,802
未収収益			4,023		4,752
立替金			15,875		15,344
流動資産計			1,234,888		1,269,916
固定資産					
有形固定資産			24,824		22,685
建物	1	23,726		21,927	
器具備品	1	1,098		757	
投資その他の資産			58,661		62,976
差入保証金	2	43,052		42,243	
繰延税金資産		15,608		20,733	
固定資産計			83,485		85,661
資産合計			1,318,374		1,355,577

期別		第19期 (2020年3月31日現在)		第20期 (2021年3月31日現在)	
科目	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	

（負債の部）					
流動負債					
未払金			215,466		223,924
未払手数料	2	161,141		157,310	
その他未払金	2	54,325		66,614	
未払費用			10,444		13,284
未払法人税等			6,296		3,109
未払消費税等			8,783		5,743
賞与引当金			44,496		48,505
役員賞与引当金			6,591		6,950
預り金			12,054		12,043
損失補填引当金			-		18,202
流動負債計			304,132		331,764
固定負債					
資産除去債務			32,241		32,910
固定負債計			32,241		32,910
負債合計			336,373		364,674
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			495,000		495,000
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		487,000		495,903	
利益剰余金合計			487,000		495,903
株主資本合計			982,000		990,903
純資産合計			982,000		990,903
負債・純資産合計			1,318,374		1,355,577

（２）【損益計算書】

期別		第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）		第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	
科目	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
委託者報酬		1,419,246		1,388,709	
運用受託報酬		46,197		60,662	
その他営業収益		18,799		17,514	
営業収益計			1,484,243		1,466,886
営業費用					
支払手数料	1	759,224		701,924	
広告宣伝費		7,236		9,016	
公告費		600		-	

調査費					
図書費		335		317	
調査費		167,930		203,286	
委託計算費		44,682		59,023	
営業雑経費					
通信費		770		1,192	
印刷費		11,799		14,949	
協会費		2,428		2,276	
その他営業雑経費		14,318		12,441	
営業費用計			1,009,326		1,004,429
一般管理費					
給料					
役員報酬		28,680		28,890	
給料・手当		167,665		165,433	
賞与		3,352		-	
役員賞与		193		358	
賞与引当金繰入額		44,496		48,325	
役員賞与引当金繰入額		6,591		6,950	
退職給付費用		28,616		30,572	
交際費		99		33	
旅費交通費		5,051		2,577	
租税公課		17,095		25,978	
不動産賃借料		43,052		42,885	
固定資産減価償却費		2,588		2,139	
資産除去債務利息費用		655		669	
諸経費		70,553		73,132	
一般管理費計			418,691		427,945
営業利益			56,225		34,510
営業外収益					
受取利息		2		1	
為替差益		-		339	
雑収入		0		-	
営業外収益計			2		341
営業外費用					
為替差損		358		-	
損失補填引当金繰入額		-		18,202	
雑損失		0		-	
営業外費用計			358		18,202
経常利益			55,869		16,649
税引前当期純利益			55,869		16,649
法人税、住民税及び事業税	1	23,540		12,871	
法人税等調整額		3,926	19,613	5,124	7,746
当期純利益			36,256		8,902

（３）【株主資本等変動計算書】

第19期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	450,744	450,744	945,744	945,744

当期変動額					
当期純利益		36,256	36,256	36,256	36,256
当期変動額合計	—	36,256	36,256	36,256	36,256
当期末残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000

第20期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	495,000	487,000	487,000	982,000	982,000
当期変動額					
当期純利益		8,902	8,902	8,902	8,902
当期変動額合計	—	8,902	8,902	8,902	8,902
当期末残高	495,000	495,903	495,903	990,903	990,903

〔重要な会計方針〕

項 目	内 容
1. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15～38年 器具備品 5～20年
2. 引当金の計上基準	賞与引当金及び役員賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、事業年度末における支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。 損失補填引当金 将来において発生する可能性のある損失補填に備えるため、損失の見込額を計上しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、当事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用 親会社である株式会社新生銀行を連結納税親会社として、連結納税制度を適用しております。 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

〔未適用の会計基準等〕

2021年3月31日までに公表されている主な会計基準の新設または改訂について、適用していないものは以下のとおりであります。

（収益認識に関する会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「収益認識に関する会計基準」等は、顧客との契約から生じる収益に関する会計処理及び開示について定めることを目的として公表されたものであります。これは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2018年1月1日適用開始）の基本的な原則を取り入れつつ、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加して、定められたものであります。

(2)適用予定日

2022年3月期の期首から適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

〔注記事項〕

（貸借対照表関係）

第19期 (2020年3月31日現在)	第20期 (2021年3月31日現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 24,650千円 器具備品 11,311千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 154,423千円 差入保証金 43,052千円 未払手数料 75,928千円 その他未払金(注) 17,816千円 (注) 当該金額は、連結法人税額の当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物 26,449千円 器具備品 11,651千円 2. 関係会社に対する資産及び負債 預金 253,724千円 差入保証金 42,243千円 未払手数料 53,141千円 その他未払金 10,247千円

（損益計算書関係）

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1. 関係会社との取引 支払手数料 348,428千円 法人税、住民税及び事業税(注) 17,816千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。	1. 関係会社との取引 支払手数料 232,588千円 法人税、住民税及び事業税(注) 10,238千円 (注) 当該金額は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支払う金額であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)					第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)				
発行済株式に関する事項					発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	株式の種類	当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末
普通株式(株)	9,900	—	—	9,900	普通株式(株)	9,900	—	—	9,900

（リース取引関係）

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（金融商品関係）

第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われる未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）貸借対照表計上額、時価及びその差額

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	901,427	901,427	-
未収委託者報酬	294,974	294,974	-
未収運用受託報酬	9,404	9,404	-
差入保証金	43,052	41,339	1,713
資産計	1,248,858	1,247,145	1,713
未払手数料	161,141	161,141	-
その他未払金	54,325	54,325	-
負債計	215,466	215,466	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
預金	901,427	-
未収委託者報酬	294,974	-
未収運用受託報酬	9,404	-
差入保証金	-	43,052
合計	1,205,806	43,052

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 金融商品の状況に対する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託委託業務及び投資顧問業務などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、親会社である株式会社新生銀行からの出資により資金調達をしております。また、資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品に係るリスク管理体制

当社が保有する金融資産である預金及び差入保証金は、預入先の金融機関の信用リスクに晒されておりますが、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、当社が受託銀行に対して運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクは僅少であると認識しております。なお、信託財産外より支払われ

る未収運用受託報酬については、外部格付機関による格付を定期的に確認することで信用リスクを管理しております。

また、金融負債である未払手数料及びその他未払金は、1年以内に支払期日が到来するものであり、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 貸借対照表計上額、時価及びその差額

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	928,035	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	304,947	-
未収運用受託報酬	7,802	7,802	-
差入保証金	42,243	40,642	1,600
資産計	1,283,027	1,281,427	1,600
未払手数料	157,310	157,310	-
その他未払金	66,614	66,614	-
負債計	223,924	223,924	-

(2) 時価の算定方法

資 産

預金

保有している満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収委託者報酬

未収委託者報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

未収運用受託報酬

未収運用受託報酬については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

差入保証金

差入保証金については、使用見込期間に基づいて算出した将来キャッシュ・フローを対応するリスクフリー・レートで割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

未払手数料

未払手数料については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

その他未払金

その他未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合には、当該価額が異なる場合もあります。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	5年超
--	------	-----

預金	928,035	-
未収委託者報酬	304,947	-
未収運用受託報酬	7,802	-
差入保証金	-	42,243
合計	1,240,784	42,243

（有価証券関係）

第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（セグメント情報等）

第19期 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）	第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
---------------------------------------	---------------------------------------

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	新生・UTI インドファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)	アメリカン・ ドリーム・ ファンド
営業収益	283,972	101,757	94,830

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

資産運用業区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の100%であるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

	新生・UTI インドファンド	アメリカン・ ドリーム・ ファンド	エマージング・ カレンシー・ 債券ファンド (毎月分配型)
営業収益	267,270	103,421	86,103

(注)

当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(資産除去債務関係)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)																
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの																
1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。	1. 当該資産除去債務の概要 当社は、本社事務所の定期建物賃借契約に基づき、事務所退去時の原状回復義務に関し、資産除去債務を計上しております。																
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を24.4年と見積り、割引率は2.056%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。																
3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)	3. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減 (単位：千円)																
<table><tr><th>期首残高</th><th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th><th>時の経過による調整額</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>31,585</td><td>—</td><td>655</td><td>32,241</td></tr></table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	31,585	—	655	32,241	<table><tr><th>期首残高</th><th>有形固定資産の取得に伴う増加額</th><th>時の経過による調整額</th><th>期末残高</th></tr><tr><td>32,241</td><td>—</td><td>669</td><td>32,910</td></tr></table>	期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高	32,241	—	669	32,910
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
31,585	—	655	32,241														
期首残高	有形固定資産の取得に伴う増加額	時の経過による調整額	期末残高														
32,241	—	669	32,910														

(関連当事者情報)

第19期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	348,428	未払 手数料	75,928
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	17,816	その他 未払金	17,816

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

第20期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	株式会社 新生銀行	東京都 中央区	512,204	銀行業	(被所有) 直接所有 100%	営業取引 役員の兼任	支払手数料	232,588	未払 手数料	53,141
							連結法人税額 のうち連結納 税親会社への 支出	10,238	その他 未払金	10,238

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般的取引条件を基に、協議の上決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

株式会社新生銀行（東京証券取引所に上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第19期 (2020年3月31日)	第20期 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(注2)	17,807千円	17,807千円
未払事業税	1,458千円	884千円
未払事業所税	261千円	259千円
賞与引当金等	15,658千円	17,059千円
資産除去債務	9,872千円	10,077千円
その他	3,575千円	7,677千円
繰延税金資産小計	48,633千円	53,765千円
税務上の繰越欠損金に係る		
評価性引当額	17,807千円	17,807千円
将来減算一時差異等の合計に係る		
評価性引当額	10,148千円	10,353千円
評価性引当額小計(注1)	27,955千円	28,160千円
繰延税金資産合計	20,677千円	25,604千円

繰延税金負債

建物（除去費用）	5,068千円	4,734千円
その他	- 千円	137千円
繰延税金負債合計	5,068千円	4,871千円
差引：繰延税金資産の純額	15,608千円	20,733千円

(注) 1. 評価性引当額が204千円増加しております。この増加の内容は、将来減算一時差異に関する評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

第19期（2020年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（a）	-	-	8,403	9,403	-	-	17,807
評価性引当額	-	-	8,403	9,403	-	-	17,807
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

第20期（2021年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金（b）	-	8,403	9,403	-	-	-	17,807
評価性引当額	-	8,403	9,403	-	-	-	17,807
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第19期 (2020年3月31日)	第20期 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
住民税均等割	0.52%	1.74%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.66%	12.84%
評価性引当額の増減	0.36%	1.23%
その他	0.05%	0.09%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.11%	46.53%

(退職給付関係)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。	親会社との出向者の取扱いに関する協定書に基づいて親会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。

(1株当たり情報)

第19期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	第20期 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

1株当たり純資産額	99,191円95銭	1株当たり純資産額	100,091円23銭
1株当たり当期純利益	3,662円23銭	1株当たり当期純利益	899円27銭
（注）		（注）	
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものです。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。		2. 当期純利益は全て普通株式に帰属するものです。また、期中平均株式数は議決権総数と同一であります。	

（重要な後発事象）

第20期 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月8日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人
トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている新生インベストメント・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生インベストメント・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年8月4日

新生インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 百瀬 和 政 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている早期償還条項付・新興国債券戦略1912の令和2年12月22日から令和3年6月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、早期償還条項付・新興国債券戦略1912の令和3年6月21日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（令和2年12月22日から令和3年6月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事

項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

新生インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。